

昭和二十六年政令第三百八十九号

損害保険料率算出団体に関する法律施行令
内閣は、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第十條の三第三項但書及び第十條の九第三項の規定に基き、この政令を制定する。

（損害保険における基準料率に係る審査の手續の特例）

第一条 損害保険料率算出団体に関する法律（以下「法」という。）第十條の三第二項ただし書の規定により、利害関係人の異議の申出に際し、金融庁長官が公開しないで意見聴取を行うことができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該異議の申出に係る基準料率（法第二條第一項第六号に使用されるべきものが必要であると金融庁長官が認める場合）

二 当該異議の申出に係る基準料率が使用されることに伴う影響が軽微であると金融庁長官が認める場合

三 当該異議の申出に係る基準料率が次のいずれかの命令による届出に係るものである場合において、公開の意見聴取を行う特別な理由がないと金融庁長官が認めるとき。

イ 法第十條の五第三項の規定による基準料率の変更の届出をすべきことの命令（法第十條の三第二項の規定による公開の意見聴取が行われてされた命令に限る。）
ロ 法第十條の六第三項の規定による基準料率の変更の届出をすべきことの命令（登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第二条 法第二十五條の規定において法の規定による登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合においては、同法（第七條、第十二條第一項第三号及び第五号、第十二條の二第五項、第十九條の三、第二十七條並びに第四十八條第二項を除く。）の規定中「会社」とあるのは「損害保険料率算出団体」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替へるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

Table with 4 columns: 読み替へる読み替へられ読み替へる字句, 読み替へる読み替へられ読み替へる字句, 読み替へる読み替へられ読み替へる字句, 読み替へる読み替へられ読み替へる字句. Rows include items 1 through 4, detailing legal substitutions for terms like 'company', 'trade name', and 'branch'.

第四十九條第一項 本店 主たる事務所
第四十九條第三項及本店 主たる事務所
第五十條第二項 本店 主たる事務所
第五十條第三項 本店 主たる事務所
第五十條第四項 支店 従たる事務所
第五十條第五項 支店 従たる事務所
第五十條第六項 支店 従たる事務所
第五十條第七項 支店 従たる事務所
第五十條第八項 支店 従たる事務所
第五十條第九項 支店 従たる事務所
第五十條第十項 支店 従たる事務所
第五十條第十一項 支店 従たる事務所
第五十條第十二項 支店 従たる事務所
第五十條第十三項 支店 従たる事務所
第五十條第十四項 支店 従たる事務所
第五十條第十五項 支店 従たる事務所
第五十條第十六項 支店 従たる事務所
第五十條第十七項 支店 従たる事務所
第五十條第十八項 支店 従たる事務所
第五十條第十九項 支店 従たる事務所
第五十條第二十項 支店 従たる事務所
第五十條第二十一項 支店 従たる事務所
第五十條第二十二項 支店 従たる事務所
第五十條第二十三項 支店 従たる事務所
第五十條第二十四項 支店 従たる事務所
第五十條第二十五項 支店 従たる事務所
第五十條第二十六項 支店 従たる事務所
第五十條第二十七項 支店 従たる事務所
第五十條第二十八項 支店 従たる事務所
第五十條第二十九項 支店 従たる事務所
第五十條第三十項 支店 従たる事務所
第五十條第三十一項 支店 従たる事務所
第五十條第三十二項 支店 従たる事務所
第五十條第三十三項 支店 従たる事務所
第五十條第三十四項 支店 従たる事務所
第五十條第三十五項 支店 従たる事務所
第五十條第三十六項 支店 従たる事務所
第五十條第三十七項 支店 従たる事務所
第五十條第三十八項 支店 従たる事務所
第五十條第三十九項 支店 従たる事務所
第五十條第四十項 支店 従たる事務所
第五十條第四十一項 支店 従たる事務所
第五十條第四十二項 支店 従たる事務所
第五十條第四十三項 支店 従たる事務所
第五十條第四十四項 支店 従たる事務所
第五十條第四十五項 支店 従たる事務所
第五十條第四十六項 支店 従たる事務所
第五十條第四十七項 支店 従たる事務所
第五十條第四十八項 支店 従たる事務所
第五十條第四十九項 支店 従たる事務所
第五十條第五十項 支店 従たる事務所
第五十條第五十一項 支店 従たる事務所
第五十條第五十二項 支店 従たる事務所
第五十條第五十三項 支店 従たる事務所
第五十條第五十四項 支店 従たる事務所
第五十條第五十五項 支店 従たる事務所
第五十條第五十六項 支店 従たる事務所
第五十條第五十七項 支店 従たる事務所
第五十條第五十八項 支店 従たる事務所
第五十條第五十九項 支店 従たる事務所
第五十條第六十項 支店 従たる事務所
第五十條第六十一項 支店 従たる事務所
第五十條第六十二項 支店 従たる事務所
第五十條第六十三項 支店 従たる事務所
第五十條第六十四項 支店 従たる事務所
第五十條第六十五項 支店 従たる事務所
第五十條第六十六項 支店 従たる事務所
第五十條第六十七項 支店 従たる事務所
第五十條第六十八項 支店 従たる事務所
第五十條第六十九項 支店 従たる事務所
第五十條第七十項 支店 従たる事務所
第五十條第七十一項 支店 従たる事務所
第五十條第七十二項 支店 従たる事務所
第五十條第七十三項 支店 従たる事務所
第五十條第七十四項 支店 従たる事務所
第五十條第七十五項 支店 従たる事務所
第五十條第七十六項 支店 従たる事務所
第五十條第七十七項 支店 従たる事務所
第五十條第七十八項 支店 従たる事務所
第五十條第七十九項 支店 従たる事務所
第五十條第八十項 支店 従たる事務所
第五十條第八十一項 支店 従たる事務所
第五十條第八十二項 支店 従たる事務所
第五十條第八十三項 支店 従たる事務所
第五十條第八十四項 支店 従たる事務所
第五十條第八十五項 支店 従たる事務所
第五十條第八十六項 支店 従たる事務所
第五十條第八十七項 支店 従たる事務所
第五十條第八十八項 支店 従たる事務所
第五十條第八十九項 支店 従たる事務所
第五十條第九十項 支店 従たる事務所
第五十條第九十一項 支店 従たる事務所
第五十條第九十二項 支店 従たる事務所
第五十條第九十三項 支店 従たる事務所
第五十條第九十四項 支店 従たる事務所
第五十條第九十五項 支店 従たる事務所
第五十條第九十六項 支店 従たる事務所
第五十條第九十七項 支店 従たる事務所
第五十條第九十八項 支店 従たる事務所
第五十條第九十九項 支店 従たる事務所
第五十條第一百項 支店 従たる事務所

この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和三十七年九月二十九日政令第三九一号）
1 この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。
2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすること
ができることとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。
附則（平成六年九月一九日政令第三〇三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
附則（平成七年一月二二日政令第四二六号）
この政令は、保険業法の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。
附則（平成一〇年五月二七日政令第一八四号）
この政令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。
附則（平成一〇年六月二四日政令第二二八号）
この政令は、平成十年七月一日から施行する。
附則（平成一〇年二月一五日政令第三九三三号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年六月七日政令第二四四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。
附則（平成一二年六月七日政令第三〇三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附則（平成一八年四月一九日政令第一七四号）
この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
附則（令和三年二月三日政令第二〇号）
この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）から施行する。